## 工事請負契約書

第1条 発注者	(以下「甲」とい	、う。)及び浄化槽	事工事請負者	
(以下	 「乙」という。)は、st	常滑市合併処理浄	化槽設置整備事業	補助金の交付
を受けて甲が行う合併ぬ	心理浄化槽の設置工事	に関し、対等な立	立場でこの契約を締	結し、信義を
守り誠実にこれを履行す	<b>上る。</b>			
第2条 この契約は、次に	上掲げる工事に適用され	れる。		
工事の場所 常滑市				
工事の期間 年	三月日~	年月		
設置する浄化槽				
浄化槽法(昭和58年	三法律第 43 号) 第 4 条約	第2項の規定によ	こる構造基準に適合	し、かつ、生
物化学的酸素要求量(	以下「BOD」という。)	除去率 90%以上	、放流水の BOD が	20mg/Q(日間
平均値)以下の性能を	有するとともに、「合信	并処理浄化槽設置	整備事業における	国庫補助指針.
(平成4年10月30日	衛浄第 34 号厚生省浄	化槽対策室長通知	田)が適用される合作	併処理浄化槽
にあっては、同指針に	ご適合するところの、5	別添する図面及び	が仕様書に係る合併	処理浄化槽
工事の請負代金及び支払	方法			
金 額	円(うち	消費税相当額	P	月)
支払方法 1 現金	2 振込み	3 その他(	)	
第3条 乙は、この契約と	添付の図面及び仕様	書に基づき、前条	:の期間内に工事を	完成して契約
の目的物を甲に引き渡す	-ものとし、甲は、引き	き渡しと引き換え	にその請負代金額の	の支払いを完
了する。				
第4条 乙は、この契約に	<b>上</b> 係わる工事を、浄化権	曹法第 29 条第 3	項に従い浄化槽整備	<b>量士</b>
<u> </u>	こ実施に監督させ、また	たは自ら浄化槽整	を備士の資格を有し	て、工事を実
地に監督しなければなり	· っない。			
第5条 用及バブは >σ	切めにトって仕じるは	<b>毎刊またけ美数な</b>	、 第二者に譲渡すり	け承継ャサイ

- 第5条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利または義務を、第三者に譲渡又は承継させて はならない。ただし、相手方の承認を得た場合は、この限りでない。
- 第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部または大部分を一括して第三者に委任し、 または請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び常滑市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。
- 第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、または、工事着手を延期し、もしく は工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額または工期 を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 本条による変更、延期または中止による損害は、乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。
- 第9条 乙は、乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない ときは、甲に対して、遅滞なく、その自由を明示して工期の延長を求めることができる。この 場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。
- 第 10 条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。
- 第 11 条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。ただし、甲 の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。
- 第 12 条 乙は、常滑市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に 所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。
- 第 13 条 甲は、工事が本契約の規定または第 7 条に定める基準に適合しないと認めるときは、 乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

- 2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の 工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、または修補に代わる損害賠償を請求することができる。
- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。
- 第 14 条 瑕疵の修補または損害賠償請求権の行使は、引き渡し後 5 年以内に行わなければならない。
- 第 15 条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。
  - (1) 浄化槽の設置等の届出その他必要な手続きが受理されず、または認められないとき。
  - (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費 用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。
- 第 16 条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、 催告その他何等の手続きを要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被 った被害の賠償を乙に請求することができる。
- 第 17 条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手続きを要せず、この契約を 解除することができる。
  - (1) 第8条に基づき、工事が一時中止されまたは甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事に一時中止または着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
  - (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったときまたは請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
- 第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の の違約金を請求することができる。
- 第 19 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることと する。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

							年	月	日
甲	注文者	住所							
		氏名				印			
乙	請負者	住所							
		氏名				印			
			(浄化村 (	曹工事業登 または届	<ul><li>録番号:</li><li>出番号:</li></ul>		)		